

更なる揺れ対策の状況について

1 これまでの審議状況等

①評価方法の確認(平成 25 年 10 月 16 日原子力安全専門部会)

安全上重要な設備 134 設備に係る耐震安全性の確認に用いる評価方法については、特に支障ないと確認

- ・国の基準及び評価方法に基づき、耐震安全性が確認されていることを基本認識とする。
- ・概ね 1,000 ガルに耐え得る施設の確認方法として、四国電力並びに他社プラントの工事計画認可、耐震バックチェック及びストレステストにて適用実績のある評価方法や、日本電気協会規格による評価方法を用いる。

②変更状況(平成 26 年 9 月 9 日四国電力から県に報告)

- ・新規制基準に基づき、基準地震動等が変更となった。
- ・更なる揺れ対策の対象設備について、安全上重要な設備に加え、新規制基準により要求されることとなった重大事故等対処設備も対象範囲とする。

2 本日の確認内容

(1)評価対象範囲拡大の基本的な考え方

新規制基準で要求されている重大事故等対処設備の「冷やす」、「止める」、「閉じ込める」の機能を有する設備等について新たな評価対象とする。

(2)評価対象範囲拡大の対象設備

緊急時対策所、静的触媒式水素再結合装置 等

3 今後の予定

- ・四国電力では、これまでの対象設備(134 設備)と合わせて、これまで確認いただいた評価方法により評価を実施。
- ・評価終了後、評価結果の報告を受けることとする。
- ・県としては、対象設備が概ね 1,000 ガルに耐えられることを確認。